

社会福祉法人 大和福壽会

經 理 規 程

社会福祉法人 大 和 福 壽 会

社会福祉法人大和福壽会 経理規程

目 次

第1章	総則(第1条—第9条)
第2章	勘定科目及び帳簿(第10条—第14条)
第3章	予算(第15条—第21条)
第4章	出納(第22条—第32条)
第5章	財務及び有価証券の管理(第33条—第38条)
第6章	資産・負債の管理(第39条—第43条)
第7章	棚卸資産の管理(第44条—第46条)
第8章	固定資産の管理(第47条—第55条)
第9章	引当金(第56条—第58条)
第10章	決算(第59条—第68条)
第11章	内部監査及び任意監査(第69条—第70条)
第12章	契約(第71条—第77条)
第13章	社会福祉充実計画(第78条—第79条)
雑 則	
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和福壽会(「当法人」という)の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、財政状態及び経営成績を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 棚卸資産の管理に関する事項
- (7) 固定資産の管理に関する事項
- (8) 引当金に関する事項
- (9) 決算に関する事項
- (10) 内部監査及び任意監査に関する事項
- (11) 契約に関する事項
- (12) 社会福祉充実計画に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(会計年度及び計算関係書類及び財産目録)

第4条 当法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 毎会計年度終了後3ヶ月以内に下記計算書類及び第3項に定める附属明細書(以下「計算関係書類」という。)並びに財産目録を作成しなければならない。

法人全体

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 法人単位資金収支計算書 | (第一号第一様式) |
| (2) 資金収支内訳表 | (第一号第二様式) |
| (3) 法人単位事業活動計算書 | (第二号第一様式) |
| (4) 事業活動内訳表 | (第二号第二様式) |
| (5) 法人単位貸借対照表 | (第三号第一様式) |
| (6) 貸借対照表内訳表 | (第三号第二様式) |

事業区分

- (1) 事業区分資金収支内訳表 (第一号第三様式)
- (2) 事業区分事業活動内訳表 (第二号第三様式)
- (3) 事業区分貸借対照表内訳表 (第三号第三様式)

拠点区分

- (1) 拠点区分資金収支計算書 (第一号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動計算書 (第二号第四様式)
- (3) 拠点区分貸借対照表 (第三号第四様式)

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

- (1) 別紙3 (①) 借入金明細書
- (2) 別紙3 (②) 寄附金収益明細書
- (3) 別紙3 (③) 補助金事業収益明細書
- (4) 別紙3 (④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- (5) 別紙3 (⑥) 基本金明細書
- (6) 別紙3 (⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書
- (7) 別紙3 (⑧) 基本財産及びその他の固定資産の明細書
- (8) 別紙3 (⑨) 引当金明細書
- (9) 別紙3 (⑩) 拠点区分別 資金収支明細書
- (10) 別紙3 (⑪) 拠点区分別 事業活動明細書
- (11) 別紙3 (⑬) サービス区分間繰入金明細書
- (12) 別紙3 (⑰) 授産事業費用明細書

なお、該当する事由がない場合には、作成を省略することができる。

4 第2項に定める計算関係書類及び財産目録は、消費税及び地方消費税の税込金額を記載する。

(金額の単位)

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

(事業区分、拠点区分及びサービス区分)

第6条 事業区分は社会福祉事業、公益事業及び収益事業とする。

- 2 拠点区分は予算管理の単位とし、法人本部及び一体として運営される施設、事業(務)所をもって1つの拠点区分とする。
また、公益事業(社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く)、収益事業は別の拠点区分とする。
- 3 事業活動の内容を明らかにするため、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならない。

H29.10.1 改正経理規程

4 当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は、以下のとおり。

(1) 社会福祉事業区分

①介護事業拠点区分

- ア 法人本部
- イ 介護老人保健施設やまと塩竈
- ウ 老人短期入所施設しおり
- エ しおりデイサービスセンター
- オ グループホームやすらぎの里
- カ 居宅介護支援事業所

(2) 公益事業区分

① 授産事業拠点区分

- ア 小規模通所授産施設しおのか工房

②医療事業拠点区分

- ア 診療所やまとクリニック

③宅老所事業拠点区分

- ア 宅老所淑忠

(3) 収益事業区分

① 収益事業拠点区分

- ア 不動産賃貸業
- イ 駐車場業

(共通収入支出の配分)

第7条 資金収支計算は、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分する。

2 事業活動計算は、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて配分する。

(統括会計責任者、会計責任者及び出納職員)

第8条 当法人の経理事務に関する統括責任者として、統括会計責任者を置く。

2 **第6条第2項**の各拠点区分には、其々の経理事務の責任者として会計責任者を置く。ただし、会計責任者としての業務に支障がない限り、1人の会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務することができる。

3 **第6条第2項**の各拠点区分又は各サービス区分には、会計責任者に代わって一切の経理事務を行わせるため、出納職員を置くことができる。

ただし、出納職員としての業務に支障がない限り、1人の出納職員が複数の拠点区分又はサービス区分の出納職員を兼務することができる。

H29.10.1 改正経理規程

- 4 統括会計責任者、会計責任者及び出納職員は**会長**（登記上は理事長。以下、「会長」という。）が任命する。
- 5 会計責任者は、会計事務に関する報告等について、統括会計責任者の指示に従わなければならない。
- 6 出納職員を設けた場合には、会計責任者は、出納職員を監督しなければならない。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、統括会計責任者の上申に基づき、理事会の承認を得て行う。

第2章 勘定科目及び帳簿

（記帳及び計算）

第10条 当法人の会計は、その支払資金の収支状況、財政状態及び経営成績を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、且、明瞭に記録し、計算しなければならない。

（勘定科目）

第11条 勘定科目は、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）21. **計算書類**の勘定科目及び注記について」のとおりとする。

（会計帳簿）

第12条 会計帳簿は、次のとおり。

（1）主要簿

- ア 仕訳伝票（仕訳帳）
- イ 総勘定元帳

（2）補助簿

- ア 現金出納帳（小口現金出納帳を含む）
- イ 未収金台帳
- ウ 固定資産管理台帳
- エ 寄付金品台帳

- 2 前項に定める会計帳簿は拠点区分毎に作成し、備え置く。
- 3 各勘定科目残高の内訳を明らかにするために、必要とする勘定科目について補助簿を備えなければならない。
- 4 会計責任者は、適宜、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを確認し、主要簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

H29.10.1 改正経理規程

(会計伝票)

第13条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存する。
- 3 会計伝票には、サービス区分、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方、取引内容を記載し、会計責任者の承認印を受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

第14条 会計に関する書類の保存期間は次のとおり。

- (1) 第4条第2項に規定する計算関係書類 10年
 - (2) 第4条第2項に規定する財産目録 5年
 - (3) 第12条第1項(1)(2)(3)に規定する主要簿、補助簿、その他の帳簿 10年
 - (4) 証憑書類 10年
- 2 前項の保存期間は、会計帳簿を閉鎖した時から起算するものとする。
 - 3 第1項(3)及び(4)の書類を処分する場合、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第3章 予 算

(予算基準)

第15条 当法人は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算は拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

第16条 前条の予算は、事業計画及び社会福祉充実計画(定時評議員会の決議による)に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の承認を得て確定する。

(予算管理責任者)

第17条 予算の編成並びに予算の執行及び管理について会長を補佐するため、会長は予算管理の単位ごとに予算管理責任者を置く。

(勘定科目間の流用)

第18条 予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て、サービス区分内中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

H29.10.1 改正経理規程

(予備費の計上)

第19条 会長は、予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第20条 予算管理責任者は、予備費を使用する場合、事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

2 予備費を使用した場合は、会長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。

(補正予算)

第21条 会長は、予算の作成後に生じた事由により予算に変更を加える必要がある場合は、補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第22条 この規定において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。

2 現金とは、貨幣、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

第23条 金銭の収納に際しては、受領印を認印した領収書を発行するものとする。

2 銀行、郵便局等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第24条 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入後3日以内に金融機関に預け入れなければならない。

(寄附金品の受入手続)

第25条 常務理事は、寄附金品を受け入れた場合、寄附の目的を記録した寄附申込書により、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにし会長の承認を受けなければならない。

(支出の手続)

第26条 金銭の支払は、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行う。

H29.10.1 改正経理規程

- 2 出納職員は、金銭の支払を行う場合、会計責任者及び統括会計責任者の承認を得て行わなければならない
- 3 金銭の支払については、受領する権利を有する者の署名又は記名捺印のある領収書を受け取らなければならない。
- 4 銀行、郵便局等の金融機関からの振込の方法により支払を行った場合で、特に前項に規定する領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込を証する書類により前項の領収書に代えることができる。

(支払期日)

第27条 毎月末日までに発生した債務の支払は、小口払い及び随時支払うことが必要なものを除き、原則として翌月末日に行うものとする。

(小口現金)

第28条 小口の支払は、定額資金前制度による資金（以下「小口現金」という。）を持って行う

- 2 小口現金の限度額は、10万円とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行う。

(概算払)

第29条 性質上、概算をもって支払の必要がある経費については、**第26条第1項**の規定に拘わらず概算払いを行うことができる。

- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 旅費
 - (2) その他会計責任者が特に必要と認めた経費

(残高の確認)

第30条 出納職員は、現金について毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない。

- 2 出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し差額がある場合預貯金残高調整表を作成し、会計責任者及び統括会計責任者に報告しなければならない。

(金銭過不足)

第31条 出納職員は、現金に過不足が生じたとき、速やかに原因を調査したうえ、遅滞なく会計責任者及び統括会計責任者に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(月次報告)

第32条 会計責任者は、各拠点区分毎に毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日まで統括会計責任者に報告しなければならない。

- 2 統括会計責任者は、前項の月次試算表に基づき、法人全体の月次試算表を作成し、前項の月次試算表を添付して、会長に提出しなければならない。
- 3 会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務している場合には、兼務している拠点区分を統合した月次試算表を作成することができる。その場合、拠点区分毎の資金収支及び事業活動収支の内容を明らかにして作成しなければならない。

第5章 財務及び有価証券の管理

(資金の借入)

第33条 長期の資金を借り入れる場合には、**統括会計責任者**は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、会長の承認を得なければならない。

- 2 短期の資金を借り入れる場合には、**統括会計責任者**は、文書をもって会長の承認を得なければならない。
- 3 長期・短期の資金を借入れた場合、会長は直近の理事会で承認を得なければならない。

(資金の運用等)

第34条 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立ては、安全確実な方法によって行わなければならない。

- 2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならない。
- 3 **統括会計責任者**は、毎月末日に資金残高（有価証券、余裕資金及び積立預金を含む）の内容を会長に報告しなければならない。

(資金の積立て)

第35条 将来の特定の目的のために積立金を積立てた場合には、同額の積立資産を積立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確に判る名称を付さなければならない。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。

- 2 資金管理上の理由から積立資産の積立てが必要とされる場合、前項の規定に拘わらず、積立資産の積立てを行うことができる。
ただし、この場合において、積立資産には積立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を得なければならない。

H29.10.1 改正経理規程

- 3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、決算理事会終了後2ヶ月以内に資金移動を行わなければならない。

(金融機関との取引)

- 第36条** 統括会計責任者は、金融機関と取引を開始又は中止する場合、**専務理事に上申し**、会長の承認を得て行わなければならない。
- 2 金融機関との取引は、**専務理事名**をもって行う。
 - 3 金融機関との取引に使用する銀行印鑑は、**専務理事**が責任をもって保管する。

(有価証券の取得価格及び評価)

- 第37条** 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- 2 有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
 - 3 有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前項の規定に拘わらず、会計年度末における時価をもって評価する。
 - 4 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。
ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合、償却原価法によらないことができる。

(有価証券の管理)

- 第38条** 統括会計責任者は、3月末日及び必要な時、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。
- 2 **第34条及び第36条の規定は、有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。**
この場合、資金を有価証券と読み替え、また、金融機関を証券会社と読み替える。

第6章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

- 第39条** 資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、当該資産の取得価額による。
- 2 資産の時価が、帳簿価額から50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。
 - 3 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。
 - 4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。

H29.10.1 改正経理規程

(負債評価の一般原則)

第40条 負債の貸借対照表価額は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。

(債権債務の残高確認)

第41条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要があ場合、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。

- 2 前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合は遅滞なく統括会計責任者及び会長に報告し、措置に関する指示を受けなければならない。

(債権の回収・債権の支払)

第42条 会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払が行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく統括会計責任者に報告し、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第43条 当法人の債権は、その全部若しくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。

ただし、会長が当法人に有利であると認めるとき、その他止むを得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第7章 棚卸資産の管理

(棚卸資産の範囲)

第44条 この規程において、棚卸資産とは、下記のものをいう。

- ア 商品
- イ 製品
- ウ 原材料
- エ 貯蔵品
- オ 医薬品
- カ 診療・療養費等材料

(棚卸資産の取得価額及び評価)

第45条 棚卸資産の取得価額は、購入代価に購入直接費(引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他の引取費用)を加算した額とする。

- 2 棚卸資産は、最終仕入原価法に基づく原価法により評価する。
- 3 棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって評価する。

H29.10.1 改正経理規程

(棚卸資産の管理)

第46条 棚卸資産については、その品目毎に異動及び残高を把握しなければならない。

- 2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。
- 3 棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、販売目的で所有する棚卸資産を除き、第1項の規定に拘わらず、受払帳を設けず購入時に消費したものとして処理する。

第8章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

第47条 固定資産とは、取得日後1年を超えて使用する有形固定資産(土地、建設仮勘定、権利を含む)並びに貸付等の期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金(特定の目的のために積立た積立預金等をいう)、投資有価証券をいう。

- 2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。

(1) 基本財産

- ア 建物
- イ 土地
- ウ 基本財産特定預金

(2) その他の固定資産

- ア 建物
- イ 構築物
- ウ 機械及び装置
- エ 車両運搬具
- オ 器具及び備品
- カ 土地
- キ 建設仮勘定
- ク 有形リース資産
- ケ 権利
- コ ソフトウェア
- サ 無形リース資産
- シ 投資有価証券
- ス 長期貸付金
- セ 退職給付引当資産
- ソ 積立資産

- タ 差入保証金
- チ 長期前払費用
- ツ その他の固定資産

- 3 1年を超えて使用する有形固定資産であっても1個(1組)の金額が10万円未満の資産は、第1項の規定に拘わらず、これを固定資産に含めない。

(資産の取得価格及び評価)

第48条 固定資産の取得価格は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
 - (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、製作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。
- 2 固定資産の貸借対照表価額は、当該固定資産の取得価額から、第55条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価する。

(リース会計)

第49条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。

ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。
- 3 前項に定めるリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高(賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く)が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(建設仮勘定)

第50条 建設途中のため取得価額又は勘定科目等が確定しないものは、建設仮勘定で処理し、取得価額又は勘定科目が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第51条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これを

H29.10.1 改正経理規程

その固定資産の価額に加算するものとする。

- 2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第 52 条 会長は、固定資産の現物管理を行う固定資産管理責任者を任命する。

- 2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

(取得・処分の制限等)

第 53 条 会長は、基本財産である固定資産の増加又は減少（**第 55 条**の減価償却等に伴う評価の減少を除く）については、事前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 **基本財産の処分は、理事会の議決により評議員会の決議(承認)を要する。**
- 3 固定資産管理責任者は、基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に会長の承認を得なければならない。
ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会に承認を得なければならない。
- 4 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、会長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。
- 5 **固定資産のうち土地については、有償。無償に拘わらず、貸し出してはならない。**

(現在高報告)

第 54 条 固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを**統括会計責任者**に提出しなければならない。

- 2 **統括会計責任者**は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会長に報告しなければならない。

(減価償却)

第 55 条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）は、定額法による減価償却を実施する。

- 2 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。
ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産は、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却する。
- 3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- 4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月

H29.10.1 改正経理規程

31日大蔵省令第15号)によるものとする。

- 5 減価償却資産は、その取得価額から減価償却累計額を直接控除した価額で貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記する。

第9章 引 当 金

(退職給与引当金)

第56条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積もり退職給与引当金に計上する。

- 2 会計年度末の退職給与引当金の額は、職員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額とする。

(賞与引当金)

第57条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金として計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(徴収不能引当金)

第58条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合、これを計上しないことができる。

- 2 徴収不能引当金として計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。
 - (1) 毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
 - (2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。
- 3 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

第10章 決 算

(決算整理事項)

第59条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、次の事項について計算を行う。

- (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- (3) 上記(1)(2)に基づく未集金、前払金、未払金、前受金及び貯蔵品の計上
- (4) 減価償却費の計上
- (5) 引当金の計上及び戻入れ

H29.10.1 改正経理規程

- (6) 基本金の組入れ及び取崩し
- (7) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し
- (8) その他の積立金の積立て及び取崩し
- (9) 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金と借入金の相殺、繰入金収入と繰入金支出の相殺
- (10) 注記情報の記載

(税効果会計)

第 60 条 法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。
ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

(内部取引)

第 61 条 計算書類及び附属明細書の作成に関して、事業区分間、拠点区分間、サービス区分間の内部取引は、相殺消去する。

(注記事項)

第 62 条 計算書類には、次の注記事項を記載しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準、評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等**計算書類**の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 法人で採用する退職給付制度
- (5) 法人が作成する**計算書類**と拠点区分、サービス区分
- (6) 基本財産の増減の内容及び金額
- (7) 基準**第 22 条第 4 項及び第 6 項**の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合は、その旨、その理由及び金額
- (8) 担保に供している資産
- (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (12) 関連当事者との取引の内容
- (13) 重要な偶発債務
- (14) 重要な後発事象
- (15) その他社会福祉法人の資金収支及び**純資産の増減**の状況並びに資産、負債及び純資産

H29.10.1 改正経理規程

の状態を明らかにするために必要な事項

- 2 計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの2種類とし拠点区分の注記は、上記(1)(12)(13)を省略する。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第63条 統括会計責任者は、会計責任者から報告された各経理区分の決算数値に基づき、第4条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

(計算書類の監査)

第64条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

- 2 会長は、計算関係書類及び財産目録について、次のいずれか遅い日までに監事の監査を受けその結果報告を受けなければならない。

- (1) 計算書類の全部を提出した日から4週間を経過した日
- (2) 計算書類の附属明細書を提出した日から1週間を経過した日
- (3) 会長と監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

(計算書類の承認)

第65条 会長は、前条の監査を受けた計算関係書類・財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の承認を受けた計算書類・財産目録及び監査報告書を定時評議員会の招集通知に添付し、定時評議員会で計算書類・財産目録の決議を受けなければならない。

(計算書類の備置き)

第66条 統括会計責任者は前条の理事会で承認を受けた計算関係書類・財産目録及び監査報告書を定時評議員会の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 統括会計責任者は、計算関係書類・財産目録及び監査報告の写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、従たる事務所に備え置かなければならない。

ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されており、閲覧可能な措置を取っている場合はこの限りではない。

(所轄庁への届出)

第67条 毎会計年度終了後3ヶ月以内に計算関係書類・財産目録及び監査報告書を所轄庁(塩竈市)に提出しなければならない。

(計算関係書類及び財産目録の公開)

第68条 会長は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があつた場合には、正当な

H29.10.1 改正経理規程

理由がある場合を除いて、閲覧に供さなければならない。

- (1) 財産目録
 - (2) 計算書類
 - (3) 上記(2)の附属明細書
 - (4) 監査報告書
- 2 会長は、次に掲げる書類をインターネットにより公表しなければならない。
- (1) 計算書類

第11章 内部監査及び任意監査

(内部監査)

- 第69条** 会長は、内部経理監査担当者を選任し、関係法令及び本経理規定に基づき適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させるものとする。
- 2 会長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに関係部署に改善を指示する。
 - 3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において追跡調査する。
 - 4 会長は、必要がある場合には、第1項の内部監査結果を外部会計事務所(公認会計士)等の会計専門家に依頼することができる。

(任意監査)

- 第70条** 会計の透明性を高めるため、外部会計事務所(公認会計士)等の会計専門家に外部監査を依頼することができる。
- 2 外部監査を依頼した場合には、その監査報告書を計算書類に添付する。

第12章 契 約

(契約)

- 第71条** 契約は、会長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)がこれを行う。それ以外の者が契約を行ってはならない。
- 2 会長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

(一般競争契約)

- 第72条** 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合は、予め、契約しようとする事項の予定価格を定め、一般競争入札に付する事項、一般競争執行の場所、日時、入札保証金に関する事項、一般競争に参加する者の必要な資格に関する事項及び一般契約事項を示す場所等を公告して申込させ、一般競争に付さなければならない。

H29.10.1 改正経理規程

(指名競争入札)

第73条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合は、指名競争に付することができる。

なお、指名競争入札ができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
 - (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
 - (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合
- 2 前項の規程に拘わらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する自治大臣が定める区分により、自治大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

(随意契約)

第74条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が **1,000万円**を超えない場合
 - (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
 - (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
 - (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
 - (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、且、履行期限を除くほか、最初競争入札のときに定めた条件等を変更することはできない。
- 4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。**
- ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。**

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品・物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円

(契約書の作成)

第75条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、随意契約の相手方を決定したときは契約書を作成し、その契約者には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項の他、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他損害金
- (5) 危険負担
- (6) 瑕疵担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 契約書を作成する場合、**会長**は契約の相手方とともに契約書に記名押印する。

(契約書作成の省略)

第76条 前条の規定に拘らず、次に掲げる場合には契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- (2) 競り売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) (1)(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合、会長が契約書作成の必要がないと認めるとき

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請負その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第77条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第13章 社会福祉充実計画

(社会福祉充実残額の計算)

第78条 社会福祉法55条の2第1項に定める方法により毎会計年度において社会福祉充実残額の有無を計算しなければならない。

H29.10.1 改正経理規程

(社会福祉充実計画の作成)

第79条 社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法55条の2第1項に定める方法により社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出し承認を受けるものとする。

雑 則

- 1 この規程を実施するため必要な事項については、運用細則で定める。
- 2 施設利用者からの預り金については、別途定める利用者預り金管理規程による。
- 3 資金の運用に関する具体的な定めは、別途定める資金運用規程による。
- 4 本経理規程に定める届出及び公開に関しては計算関係書類及び財産目録(会計に関するもの)に限定しているが、情報公開に関する具体的な定めは情報公開規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成13年6月12日から実施する。
- 2 この規程は、平成17年6月1日改訂し、平成17年6月1日から実施する。
- 3 この規程は、平成18年1月29日改訂し、平成18年1月29日から実施する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日改訂し、平成19年4月1日から実施する。
- 5 この規程は、平成25年12月8日改訂し、平成26年4月1日から実施する。
- 6 この規程は、平成26年9月21日改訂し、平成26年10月1日から実施する。
- 7 この規程は、平成27年6月4日改訂し、平成27年7月1日から実施する。
- 8 この規程は、平成28年2月1日改訂し、平成28年2月1日から実施する。
- 9 この規程は、平成29年10月1日に改正し、平成29年10月1日から施行する。